

イロハクラフト協会

受講規約

この受講規約(以下「本規約」といいます)は、イロハクラフト協会(以下「当協会」といいます)より提供される講座(各種講座、コース、レッスン、講習等を含み、以下「本講座」といいます)の受講者が遵守すべき事項を定めたものです。
受講希望者は、お申込み前に必ずお読みください。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

【キャンセルポリシー】 当協会より本講座に関するテキスト、資料、作図、データ等が提供された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされません。詳しくは、第5条(キャンセルポリシー)をご確認ください。
【当協会の著作権等】 本講座にて提供される講座内容、創作ノウハウ、オリジナルデザイン、資料、作図、名称(商標)、ロゴマーク等に関する知的財産権は、当協会および当協会の運営会社である「株式会社東京交易」(以下「東京交易」といいます)に帰属していますので、受講者は、これを侵害しないよう、十分に留意いただく必要があります。 当協会または東京交易に権利が帰属するこれらの知的財産権(講座内容、創作ノウハウ、オリジナルデザイン、資料、作図、名称(商標)、ロゴマーク等)を使用して受講者が創作した作品は、第三者に販売することはできません。 ご不明点は、当協会までお気軽にお問い合わせください。
【会員制度】 本講座の修了後、当協会より付与される認定資格(イロハコードインストラクター等)を自己の事業に使用することを希望する場合、別途当協会所定の「会員規約」に同意のうえ入会手続きが必要になります。この場合、事前に「会員規約」も併せてよくご確認ください。

第一章 総 則

第1条(適用)

1. 本規約は、当協会と受講者との間において適用されます。受講者は、本規約のすべてに同意した上で、申し込みが可能となります。
2. 受講者に提供される本規約以外の本講座にかかる説明書き、注意書き、その他受講者へ別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項も本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約を変更する場合、当協会より事前に受講者に通知されます。変更後の本規約の効力発生日以降に受講者による本講座の受講があったときは、当該変更に同意したものとみなされます。

第2条(受講申込)

1. 本講座の申込みについては、メール、申込フォーム、申込書などの当協会の指定する方法で行うものとします。
2. 当協会は、受講者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合または該当するおそれがあると当協会が判断した場合には、受講をお断りすることがあります。また、提供開始後においても、受講契約を解除し、提供を停止することがあります。当該停止等により生じた不利益や損害について当協会は一切責任を負いません。また、受講をお断りした場合に、当協会は、受講者にその理由を開示する責任を負いません。
 - (1) 本規約に違反し、または違反のおそれがあると当協会が判断した場合
 - (2) 過去に当協会または東京交易との契約に違反し、当該契約を解除されたことがある場合
 - (3) 申し込み情報の全部または一部につき虚偽があった場合
 - (4) 反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力あるいは関与する等反社会的勢力等との何らかの関与があると当協会が判断した場合

第3条(受講契約の成立)

前条の申込み後、当協会からの案内に従い、所定の料金(講座によって、別途材料費やディプロマ発行手数料等が必要となる場合があります)が支払われた時点をもって、本講座にかかる受講契約は成立するものとします。

第4条(料金および支払い方法)

1. 本講座の料金は、別途当協会の定める料金表の通りです。
2. 受講者は、本講座の料金を所定の支払方法で支払うものとします。

第5条(キャンセルポリシー)

1. 本講座に関する教材、テキスト、資料、作図、データ等が当協会より提供された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされないものとします。分割支払いの場合は、解約後も当協会との間で合意したスケジュールで支払いを完了させるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、各講座に別途キャンセルポリシーの定めがある場合は、当該キャンセルポリシーに従います。

第6条(講座内容)

1. 本講座の内容については、当協会所定のカリキュラムに基づく講座概要の通りです。
2. 受講者は、事前に講座概要を十分に確認したうえで、申込みを行うものとします。

第二章 権利義務

第7条(権利帰属)

1. 本講座に関する知的財産権(未公開の講座内容、サービス内容、独自の教材、ツール、テキスト、創作ノウハウ、作図、デザイン、名称(商標)、ロゴマークおよびこれに関する資料や情報に関する著作権等を含みます)は、当協会および東京交易に帰属しており、本講座の受講にともない、受講者に移転するものではありません。受講者は、当協会より許諾される範囲でのみ、これらを、使用することができるものとします。
2. 受講者は、いかなる理由によっても前項の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。
3. 受講者は、事前に当協会講師より別途許諾がない限り、録音、録画、撮影などデータ媒体へ記録することはできないものとします。

第8条(自己責任の原則)

1. 受講者は、本講座で知り得た知識やノウハウ、または提供された特典等を自らの活動・事業において使用する場合は、自己の責任において、これらを使用するものとします。これらの使用方法の過誤、第三者への提供その他第三者に損害や不利益等が発生した場合においても、当協会は、一切の責任を負いません。
2. 受講者は、本講座の受講に必要な、通信端末、通信環境の設定、インターネット接続サービスその他の必要な通信環境を、自らの責任と負担において準備するものとします。当協会は、受講者のこれらの不整備または接続不能等による受講不能や不具合について、一切の責任を負いません。

第9条(非保証等)

当協会は、受講者に対し、次のことを保証しません。受講者は、受講後の成果等については個人差があることを理解し、事前に了承するものとします。

- (1) 提供された情報、知り得たノウハウ等を受講者の活動・事業に必ず活かせること、一定の成果や集客、売上、有益な機会等の結果が必ず得られること。
- (2) 受講者の抱える創作活動に関する問題、悩みが必ず解消されること。
- (3) その他、受講者の期待する特定の目的が必ず達成されること。

第10条(機密情報)

1. 受講者は、当協会・東京交易の機密情報(当協会・東京交易の内部情報、ノウハウ等に関する資料や情報を含みます)を適切に管理し、当協会の事前の承諾なしに第三者へ開示、漏洩してはならず、また当協会の許諾する目的以外に使用してはならないものとします。
2. 受講者は、本講座で知り得た他の受講者や関係者(担当講師、スタッフ等を含みます)の個人情報を、自己の責任で厳格に保持管理するとともに、本人の同意なく第三者へ開示、漏洩してはならないものとします。

第三章 禁止行為等

第11条(禁止行為)

受講者の禁止行為は次の通りです。

- (1) 本講座の進行を妨げ、または他の受講者の迷惑となる行為
- (2) 他の受講者、当協会または関係者(東京交易を含みます)その他第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他の受講者、当協会または関係者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- (4) 公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為を勧誘、幫助、強制、助長する行為
- (5) 他の受講者または関係者へ、ネットワークビジネス、宗教や政治活動等の当協会と無関係なビジネス、団体等への勧誘・営業行為
- (6) 当協会より提供された情報、教材や作図、テキスト等の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為(情報や各コンテンツ等を複製、改変、転載、引用、SNSその他メディアへの掲載、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映または放送する行為、事前許諾なしに録音、録画、撮影等を行う行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません)
- (7) その他、当協会が不適切と判断した行為

第12条(解除等)

当協会は、受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、受講契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告してもこれが是正されなかった場合
- (2) 次条(反社会的勢力等)に違反した場合
- (3) 正当な理由なく当協会の指示や方針に従わなかった場合

第13条(反社会的勢力等)

受講者は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- (3) 自らまたは第三者を利用して、暴力行為、詐欺、脅迫的言辞を用いていること

第14条(損害賠償)

受講者は、当協会または関係者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第四章 有効期間等

第15条(有効期間)

本規約は、受講申し込みの日から効力を生じ、本講座提供が終了したこと、あるいは解除、解約されたことによる契約終了の日まで有効に存続するものとします。

第16条(存続条項)

前条の期間終了後も、第7条(権利帰属)、第9条(非保証等)、第10条(機密情報)、第11条(禁止行為)、第14条(損害賠償)、本条(存続条項)、第17条(肖像等)および第18条(紛争解決)は、有効に存続します。

第五章 雑 則

第17条(肖像等)

1. 当協会では、本講座の実施内容(受講中の様子や受講者の創作した作品など)を、撮影等することがあります。当協会は、これらの動画・写真等を本講座提供の目的で利用するほか、当協会におけるサービス向上・改善、研究開発等の目的で利用することがあります。
2. 当協会が前項の動画・写真等を、個人が特定される形態、方法で利用する場合(例えば、販売促進や実績紹介等のためにウェブサイト等に、顔や名前とともに“受講者の声”などと掲示する場合など)は、本人に事前連絡のうえ、承諾を得た場合にのみ利用することができるものとします。

第18条(紛争解決)

1. 本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。
2. 本規約に関連する紛争が生じた場合には、当協会の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2024年12月6日 イロハクラフト協会